

福岡県公報

令和3年8月17日
第 225 号

目次

告示 (第738号 - 第741号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
○道路の供用の開始 (道路維持課) 1
○都市計画事業の認可 (公園街路課) 1
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境保全課) 2

公告

- 建築基準法に基づく道路の指定 (建築指導課) 2
○建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築指導課) 3
○私道の廃止及び変更の承認 (建築指導課) 3
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3

公安委員会

- 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活保安課) 4
○警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課) 6

告示

福岡県告示第738号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年8月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年8月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	犀 川 線 豊 前 線	豊前市大字河原田285番先から 豊前市大字永久220番先まで

福岡県告示第739号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年8月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年8月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	久留米 柳 川 線	柳川市矢加部657番2先から 柳川市矢加部662番1先まで

福岡県告示第740号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年8月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 施行者の名称
苅田町
- 都市計画事業の種類及び名称
北九州広域都市計画道路事業3・4・46-9号南原殿川線
- 事業施行期間
令和3年8月17日から令和8年3月31日まで
- 事業地

(1) 収用の部分

京都郡苅田町殿川町及び大字南原字浮殿下地内

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第741号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和3年8月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定する形質変更時要届出区域

京都郡苅田町新浜町1番3の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31

条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

3 規則第58条第5項第10号から第13号までの該当性

規則第58条第5項第12号（埋立地管理区域）に該当

公 告

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき、次のように道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和3年8月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	指定年月日	指定期間	道路の位置	道路の延長(m)	道路の幅員(m)
------	-------	------	-------	----------	----------

3 福整第914号	令和3年6月3日	令和4年6月30日まで	起点：糟屋郡須恵町大字須恵803番3先道の地先 終点：糟屋郡須恵町大字須恵830番5の地先	164.5	25.1～28.1
3 福整第914号-2	令和3年6月29日	令和3年8月31日まで	起点：糟屋郡志免町大字吉原字和田94-1の一部 終点：糟屋郡志免町大字吉原字和田94-1の一部	50.137	8.70～9.33
3 那整第91号	令和3年4月1日	令和3年5月14日まで	起点：筑紫野市石崎三丁目545番8 終点：筑紫野市石崎三丁目549番1地内	64.07	6.0
3 北整第5号-1	令和3年6月1日	令和5年5月31日まで	起点：遠賀郡遠賀町大字別府3370番3地先 終点：遠賀郡遠賀町大字別府3377番1地先	180.00	10.50
3 北整第5号-2	令和3年6月15日	令和5年5月31日まで	起点：遠賀郡水巻町頃末南三丁目6032番地先 終点：遠賀郡水巻町頃末南三丁目100番1地先	264.00	11.18～12.00
3 南整柳第361号	令和3年6月11日	令和5年5月31日まで	起点：大川市大字中古賀字江満102-1 終点：大川市大字中古賀字江満99-2	110.00	4.00
3 女整第80号	令和3年4月6日	令和4年3月31日まで	起点：筑後市大字前津692-13 終点：筑後市大字前津754-2	315	15.0
3 女整第80号-2	令和3年5月19日	令和5年3月31日まで	起点：八女市蒲原字長牟田2002番23 終点：八女市蒲原字長牟田2005番6	220	11.25～14.25
3 女整第80号-3	令和3年6月10日	令和5年3月31日まで	起点：八女市吉田775番11地先 終点：八女市吉田682番3地先	77.4	9.3～12.1
3 朝整第1606号	令和3年6月29日	令和5年6月29日まで	①：起点：朝倉市三奈木2702-2 終点：朝倉市中島田183-12 ②：起点：朝倉市三奈木2760-1 終点：朝倉市三奈木2778-2	①：776 ②：120	①：7.6～13.0 ②：10.8～15.2
3 田整第149号	令和3年4月9日	令和5年3月31日まで	起点：田川市大字奈良1587-454 終点：田川市大字奈良1587-455	56.00	18.0～19.7

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のように道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和3年8月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	指定年月日	道路の位置	道路の延長(m)	道路の幅員(m)
3 福整第27号	令和3年5月19日	糟屋郡粕屋町甲中原二丁目1302番7	28.25	4.0
3 福整第27-2号	令和3年6月2日	糟屋郡須恵町大字植木字尾黒185番11、185番224	83.35	6.0
3 那整第678号	令和3年4月28日	春日市小倉七丁目104番1、104番9	35.00	4.20～4.50
3 北整第3号-1	令和3年4月20日	遠賀郡岡垣町野間二丁目656番1、656番100、1540番1	27.01	6.00
3 北整第3号-2	令和3年4月28日	遠賀郡水巻町猪熊七丁目1038番1	79.33	4.50
3 飯整第483号	令和3年5月12日	飯塚市平恒字角合1011番14、1011番15	96.295	6.00
3 飯整第483号-2	令和3年5月21日	飯塚市平恒字小浦209番106	34.54	6.00
3 飯整第483号-3	令和3年6月25日	飯塚市綱分字道租1080番2、1101番1、1101番7	50.00	6.00
3 南整柳第258号	令和3年5月21日	みやま市瀬高町下庄字北原2213番25	120.61	6.05～6.20
3 女整第67号	令和3年4月13日	八女郡広川町大字水原字松川原889-30	59.8	6.00
3 女整第67号-2	令和3年4月21日	筑後市大字西牟田字鷲寺3958番4、3958番7、3958番9、3958番11	40.78	4.30
3 女整第67号-3	令和3年4月28日	筑後市大字野町字南平塚277番1、筑後市大字上北島字船底860番1	81.21	6.04～6.09
3 女整第67号-4	令和3年5月21日	筑後市大字野町字北屋敷71番4	68.03	6.00
3 女整第67号-5	令和3年5月25日	八女郡広川町大字新代字後田1536番4、1560番9、1560番13	149.71	6.01～6.10

3 女整第67号-6	令和3年6月15日	八女市亀甲字北原162番1	48.87	6.00
3 女整第67号-7	令和3年6月18日	八女市稲富字清水本303番4、304番2、水路の一部、八女市蒲原字肥後町水路の一部	48.63	6.10
3 朝整第896号	令和3年5月24日	朝倉郡筑前町野町字禅門橋1791番2	66.79	6.02
2 京整第29号-10	令和3年4月6日	行橋市行事三丁目364番1	54.67	6.00
3 京整第40号-1	令和3年4月9日	行橋市東大橋二丁目1830番9、水路の一部	82.99	6.00
3 京整第40号-2	令和3年4月28日	行橋市泉中央八丁目489番12	52.71	6.10
3 京整第40号-3	令和3年6月17日	行橋市西泉三丁目1749番1、1762番3、水路の一部	18.26	6.00
3 直整第757号	令和3年5月27日	直方市大字上頓野2141番1	52.32	6.01

公告

次の私道の廃止及び変更を承認したので、福岡県建築基準法施行細則（昭和26年福岡県規則第1号）第22条第2項の規定により公告する。

令和3年8月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

承認番号	承認年月日	申請種別	道路の位置	道路の延長(m)
3 朝整第950号	令和3年5月25日	全部廃止	朝倉市堤字土取1039番20	48.80

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年8月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市大門字合砂56番7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐賀県佐賀市本庄町本庄1226-1メゾンドリーム本庄202

藤田 柊平

公安委員会

福岡県公安委員会告示第165号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和3年8月17日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
令和3年10月15日（金）から同年10月22日（金）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

- (2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
令和3年10月20日（水）から同年10月22日（金）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習については、午後1時00分から開始する。最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

- (1) 新規取得講習
30名
- (2) 追加取得講習
6名

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後

、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記 4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

令和 3 年 9 月 27 日（月）から同年 9 月 29 日（水）までの午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第 1 号）1 通

※ 同申込書には、申込前 6 月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記 4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近 5 年間に当該警備業務に従事した期間が 3 年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1 級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2 級）の写し及び 2 級検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第 8 条の規定により交付された旧 1 級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第 8 条の規定により交付された旧 2 級検定に係る検定合格証の写し及び旧 2 級検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記 5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

38,000 円

イ 追加取得講習

14,000 円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記 5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた 2 日以内の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記 5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた 2 日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする

。エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。
また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装（靴）を用意すること。
- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第166号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和3年8月17日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 貴重品運搬警備業務1級
- (2) 施設警備業務1級

2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 貴重品運搬警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
令和3年12月2日（木）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- (2) 施設警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
令和3年12月3日（金）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの
- (2) 都道府県公安委員会が前記(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行

わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 貴重品運搬警備業務 1 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務 1 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 施設警備業務の管理に関すること。

(オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 施設警備業務の管理に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

令和 3 年 10 月 25 日（月）から同年 10 月 27 日（水）までの午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日及びその翌日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号）

(イ) 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(ウ) 1 級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類

a 検定を受けようとする警備業務の種別の 2 級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第 8 条第 2 号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1 級検定受検資格認定書）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

ア 貴重品運搬警備業務1級 16,000円

イ 施設警備業務1級 16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間内（2日間）に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛（警笛は貴重品運搬警備業務1級受検者の

み）及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を含める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。